

放課後児童支援員認定資格研修

— 科目16—

放課後児童クラブの運営管理と 運営主体の法令の遵守

映像教材の説明文書

- 1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
 - ①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- 2 子どもを理解するための基礎知識
 - ④子どもの発達理解
 - ⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達
 - ⑥障害のある子どもの理解
 - ⑦特に配慮を必要とする子どもの理解
- 3 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
 - ⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩障害のある子どもの育成支援
- 4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
 - ⑪保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫学校・地域との連携
- 5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
 - ⑬子どもの生活面における対応
 - ⑭安全対策・緊急時対応
- 6 放課後児童支援員として求められる役割・機能**
 - ⑮放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業

★☆☆☆☆☆☆ 映像教材の活用方法 ★☆☆☆☆☆☆

本映像教材は、厚生労働省「職員の資質向上・人材確保等研修事業」における放課後児童支援員等研修事業実施要綱「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県等認定資格研修ガイドライン）」に沿って作成したものです。

放課後児童クラブ運営指針および放課後児童クラブ運営指針解説書に準拠して作成していますので、放課後児童支援員認定資格研修において、講師や実施主体等が活用することができます。以下に活用方法と留意点を示します。

★☆☆☆☆☆☆ 科目の担当講師による活用例 ★☆☆☆☆☆☆

○講義組立のための参考資料として

新たに講義を担当される講師に、研修内容を理解していただくための参考としていただけます。その際には、この説明文書にある「講義の際の参考情報と、本教材の使用箇所・内容について」を参照していただくことをお勧めします。

○講義中で部分的に投影する

映像教材は、各科目で重要とされている内容を整理して、項目ごとに作成しています。そのため、部分的な使用が可能です。

活用方法として、それぞれ項目について話をする際に、まず、映像教材の該当する項目(チャプター)を投影したうえで、講師が具体的な事例をあげながら説明することもできますし、講師がその項目全体を説明をした上で、項目ごとのまとめとして、映像教材を見て、ふりかえりをしてもらうような活用方法もあります。

また、さまざまなデータや制度等の紹介場面を活用し、それ以外の部分については、地域の実情に応じた講義をすることなども考えられます。

なお、データは徐々に古くなることや制度上にもさまざまな変更があると考えられるため、講義の中で最新情報を補ったり、資料を配付することや、プレゼンテーションソフトなどを活用して音声を入れて差し換え用の画像を作成し、映像教材と組み合わせて活用することも可能です。

○他の科目の映像教材を活用する

放課後児童支援員認定資格研修では、科目間で講義内容が重複する部分を調整することが望まれます。その結果、他の科目で収録されている映像教材を活用することも可能です。

★☆☆☆☆☆ 研修実施方法別の活用法、留意点 ★☆☆☆☆☆

○集合研修時の活用

受講者数に応じた会場を用意し、講師と協力して、映像教材を投影して、研修を実施することが可能です。講師のプレゼンテーションソフトに取り込むことも有効です。

○サテライト開催での活用

サテライト開催の場合は、基本的に中央会場での講義並びに映像教材視聴をライブ配信により、映像を投影して実施します。サテライト側においても、本人確認や受講確認を行います。

☆☆☆☆☆ 受講者からの質問への対応について ★☆☆☆☆

講師は、映像教材を使用する場合は、必ず事前に収録されている内容を確認していただき、質問への対応ができるようにしてください。

なお、それぞれの項目ごとに、参考文献を掲載していますので、合わせて確認されることをお勧めします。

★☆☆☆☆☆☆ 資料や教材について ★☆☆☆☆☆☆

別DVDに収録しているスライド資料を活用することも可能です。必要箇所のみを印刷し、配付することもできます。

都道府県等認定資格研修ガイドラインで示している通り、放課後児童支援員認定資格研修では、放課後児童クラブ運営指針ならびに放課後児童クラブ運営指針解説書を使用する必要がありますので、該当箇所を示すことも有効です。

★☆☆☆☆☆☆ そのほかの活用例 ★☆☆☆☆☆☆

放課後児童支援員や放課後児童クラブの運営主体等において、復習や研修内容の共有のために、この映像教材を活用いただくことが可能です。その際には、厚生労働省YouTubeチャンネル(巻末参照)からご覧ください。

本科目のシラバス

(平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知より)

<項目名>

6 放課後児童支援員として求められる役割・機能

<科目名>

6-⑩ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守 (90分)

<ねらい>

- 放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。
- 要望及び苦情への対応のあり方について理解している。
- 運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している。

<ポイント>

○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第2項及び第4項、第11条、第14条及び第17条、放課後児童クラブ運営指針第4章、第7章の1及び2の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留意すべき事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体が行わなければならない人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」及び「6-⑩」の科目内容を活用することが望ましい。

<主な内容>

- 放課後児童クラブの運営管理
 - ・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容
 - ・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開
- 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み
 - ・利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任
 - ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項
- 運営内容の自己評価と公表
 - ・子どもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性
 - ・事業運営の自己評価と公表の必要性
- 運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護等)
 - ・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任
 - ・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守

<講師要件>

- ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等(放課後児童指導員)
- イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者

本教材のもくじ

※DVDのチャプターと対応しております

1. 運営管理と運営主体の法令遵守の基本的理解
2. 放課後児童クラブの運営管理の要点
3. 利用内容等の説明責任
4. 要望及び苦情への取組
5. 運営内容の自己評価と公表、第三者評価
6. 運営主体における人権の尊重と法令の遵守

講義の際の参考情報と、 本映像教材の使用箇所・内容について

都道府県等認定資格研修ガイドラインにおけるシラバスに示されている講義内容の例示をしています。シラバスで示されている講義の柱を「主な内容」とし、それぞれの講義で活用が想定される映像教材を囲みで記載しています。

(凡例) ○ = シラバスで示している内容

◆ = 講義の際に活用できる参考情報

解説書 = 厚生労働省編(2021)「改訂版放課後児童クラブ運営指針解説書」フレーベル館

導入

○ねらいと主な内容の確認

◆当科目が履修すべき科目として設定された意義が主に3点あることを説明する。

1. 様々に運営されてきた放課後児童クラブに初めて国の指針が示された。
2. 少人数で運営される放課後児童クラブが多く、放課後児童支援員も運営に関わることが多い。
3. 法令の遵守は運営主体と放課後児童支援員双方の努力によって可能である。

【教材】項目1:運営管理と運営主体の法令遵守の基本的理解

収録時間:約3分

収録内容:

○科目設定の背景(意義)

主な内容①放課後児童クラブの運営管理

- 運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容
- 労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開

◆放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第14条、第15条の内容を解説する。

◆放課後児童クラブ運営指針第4章6、7(解説書P.144～146)の内容を解説する。

【教材】項目2:放課後児童クラブの運営管理の要点

収録時間:約6分

収録内容:

- 運営規程
- 労働環境整備
- 適正な会計管理、情報公開

主な内容②利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み

- 利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任
- 要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項

◆放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第17条の内容を解説する。

◆放課後児童クラブ運営指針第1章3(4)⑥(解説書P.33)、第4章4(解説書P.134～139)、第7章2(解説書P.193～197)の内容を解説する。

【教材】項目3:利用内容等の説明責任

収録時間:約5分

収録内容:

- 利用開始等に関わる留意事項

【教材】項目4:要望及び苦情への取組

収録時間:約7分

収録内容:

- 要望・苦情への対応

主な内容③運営内容の自己評価と公表

- 子どもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性
- 事業運営の自己評価と公表の必要性

- ◆放課後児童健全育成事業設備及び運営に関する基準第5条第4項の内容を解説する。
- ◆放課後児童クラブ運営指針第1章3(4)④(解説書P.31)、第7章3(3)(解説書P.201～203)の内容を解説する。
- ◆「放課後児童クラブの『自己チェックリスト』」(厚生労働省子ども家庭局子育て支援課令和元年5月7日通知)を示し、受講者自身のクラブの取組状況等について検証するよう、自己チェックリストの活用を促す。

【教材】項目5:運営内容の自己評価と公表、第三者評価

収録時間:約6分

収録内容:

○自己評価

○第三者評価

※シラバス上、第三者評価については触れていないが、令和3年に放課後児童クラブ版第三者評価基準ガイドラインが通知されたことから内容を盛り込んでいる。

主な内容④運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護等)

- 放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任
- 運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守

- ◆放課後児童健全育成事業設備及び運営に関する基準第5条第2項、第11条、第12条、第16条の内容を解説する。
- ◆放課後児童クラブ運営指針第1章3(4)①(解説書P.29～30)、第1章3(4)⑤(解説書P.32～33)、第4章5(2)(解説書P.140～143)の内容を解説する。

【教材】項目6:運営主体における人権の尊重と法令の遵守

収録時間:約9分

収録内容:

○放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任

○倫理規定と法令遵守

まとめ

- ◆講義のまとめと振り返りをすることも有効である。

<教材使用時の留意事項>

この教材で示しているデータは、可能な限り、作成時における最新情報を使用しています。今後、受講生には適宜、最新データに基づく情報を提供することが必要になります。教材のなかで「出典」「参考資料」を示していますので、確認することをお勧めします。

参考サイト:

政府統計の総合窓口 e-Stat

<https://www.e-stat.go.jp/>

厚生労働省 放課後児童健全育成事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/

放課後児童支援員認定資格研修の実施主体は、このDVDに格納しているデータを講師に提供することが可能です。受領した講師は、放課後児童支援員認定資格研修を実施するにあたって、使用することが可能です。部分的に使用することは可能ですが、内容の改変はご遠慮ください。

<厚生労働省YouTubeチャンネル>

放課後児童支援員認定資格研修動画

https://www.mhlw.go.jp/stf/v_houkago.html

★本映像教材は、厚生労働省令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における研修の開催及び受講の促進等に関する調査研究」(実施主体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)の成果を活用して、作成しました。

監修委員 (五十音順) ○は本科目担当者

- 植木 信一 新潟県立大学 教授
- 上村 康子 大阪教育福祉専門学校 特別任用非常勤講師
- 尾木 まり 子どもの領域研究所 所長
- 高橋 貴志 白百合女子大学 教授
- 中川 一良 社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館 館長
- 野中 賢治 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
- 水野かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団 事務局参事